○内閣府告示第三百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府相楽郡和束町

二　地域再生計画の名称　ずっと暮らしたい　活力と交流の「茶源郷」づくりによる地域再生

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府相楽郡和束町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取市

二　地域再生計画の名称　鳥取みらい　雇用創造ぷらん

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　津山市

二　地域再生計画の名称　中山間地域発！農林業とものづくり、津山の資源を活かした雇用創造～ひと・もの・つながる人材活用プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　津山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　呉市

二　地域再生計画の名称　「大和のふるさと呉」の技術と人材を活かす雇用拡大プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　呉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇部市

二　地域再生計画の名称　宇部市まちなか活力再生計画～子ども・女性・若者の笑顔が集うまちづくり～

三　地域再生計画の区域の範囲　宇部市の全域

○内閣府告示第三百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県

二　地域再生計画の名称　佐賀県産業活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（四の五②）

○内閣府告示第三百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀市

二　地域再生計画の名称　「地域資源を生かした観光の振興による地域活性化」

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀市の全域

○内閣府告示第三百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大村市

二　地域再生計画の名称　大村市日本でもっとも住みたくなるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大村市の全域

○内閣府告示第三百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県玉名郡長洲町

二　地域再生計画の名称　泳ぐ宝石・金魚のように人が輝く雇用創出プロジェクト～磨こう、長洲町の宝物を！～

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県玉名郡長洲町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　中津市

二　地域再生計画の名称　「行ってみたい、住んでみたい中津市」～ふるさと中津の再生～

三　地域再生計画の区域の範囲　中津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域公共交通確保維持改善事業（四の六）

○内閣府告示第三百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日向市

二　地域再生計画の名称　「人・夢・輝く　日向しごと創出プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　日向市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるものに必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第三百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三